

子ども会活動とは

「全国子ども会安全会細則」第6条による

- ◎ 「指導者管理下における子ども会活動中」・・・(子ども、指導者、育成者)
- ◎ 「子ども会活動指導上」・・・・・・・・・・・・(指導者、育成者)

上記の二項は、次の5つの項目に該当する。

- (1) ○ 県・市・区・町・村・単位子連が、年度の事業計画に位置づけられていること。
 - 秩序のもと、組織だって活動が進められていること。
指導者（20歳以上）または、育成者が必ず1名以上いる管理の下であること。【子どもだけでは対象にならない】
- (2) ○ 予め定めた集合場所または、開催場所へ行くのに会員が普通通る路の往復途中であること。
ただし、用具を取りに他の路を通っていく場合、あるいは、別の路を通り、友人を誘いにいく往復時の事故は、その限りではない。
- (3) ○ 指導者・育成者が、年度の事業計画を進めるために、必要な調査を行っているとき。
 - あるいは、その調査活動の往復途中であること。
- (4) ○ 指導者・育成者が子ども会活動と関わりのある研修会、研究会、会議の時。
 - あるいは、その会合への往復途中であること。
- (5) ○ 会員が（1）（2）（3）（4）に該当する活動中に、会員でない人に傷害を与えた時。
 - ただし、この場合は、往復途中は対照とならない。

- ◎ 上記事項に該当する時に起きた事故は、全子連安全会の対象となる。

◎加入申込書について（様式般－1）

1. 代表者名には、育成者の会長名を記入する。
2. 会員欄の育成者には、主に保護者会員の加入者数を記入する。
（児童の縁故者等、育成活動に参加する人、希望する人はこの欄に記入）
3. その他の欄には、2項以外の加入者数を記入する。
（スポーツ活動の監督、コーチ、文化活動の指導者等、その他の役員）
4. 未就学児とは就学前3年の者をいいます、それ以下の加入は出来ません。

◎年間計画及び行事届について

（共済様式・加入－13・様式安全－2）

加入－13の年間計画の提出は、その年度の初頭とし、様式安全－2の行事届は事前提出を原則とします。

行事届の指導者欄には、必ず2名以上記入してください。

スポーツ・祭礼・演劇・舞踊などの練習は、「とき」の欄に期間を記入する。

一日で終わる場合は、当日の年月日のみ一行の記入でよい。

指導責任者は、 子ども会会長

と記入すること。

※ 子ども会名、提出月日の記入、

及び、捺印を忘れないように。

◎加入申込書について（共済様式・加入－11・加入－12）

名簿には、必ず年齢を記入して下さい。

ご夫婦で、お世話される方は、ご夫婦で加入してください。

※ 中途加入の名簿についても「共済様式・加入－11及び12」を使用し、加入年月日を記入すること。

災害が起きたとき

(共済会事故第一報報告書⇒共済様式・請求－01)

1. 日時・時間・場所を確認すること。
2. 傷害部位・治療先を確認すること。
3. 治療中の領収証(治療点数の分かるもの)の保管を保護者に依頼すること。
4. 発生時には、速やかに広子ども会連合会事務局まで届け出ること。

治療が完治したとき

(共済金請求書⇒共済様式・請求－11)

(個人情報取り扱い同意書⇒共済様式・請求－12)

(医療報告書⇒共済様式・請求－21)

1. 医療報告書は、医療点数記載領収証もしくは、診療明細書のコピー提出でもよい。
2. 治療完了30日以内に、上記の3様を、広子ども会連合会事務局まで提出してください。

後遺障害の診断があったとき

後遺障害が残るむねの診断を受けた場合には、速やかに広子ども会連合会事務局長まで、連絡をしてください。(共済様式が変わります)

安全共済金の給付について (平成25年4月1日改定)

□ 子ども会活動中に、活動が起因する死亡・傷病に対して給付される。

1. 死亡の場合 (活動中の突然死含む)

死亡・後遺障害共済金 600万円

2. 負傷・疾病

保険医療総額の30% (180日・50万円を限度)

損害賠償責任が生じた場合 (平成26年改定 - 免責金)

□ 第三者に損害及び、傷害を与えた場合適用される。

1. 対人 1名につき1億円 (1事故につき5億円) (免責金なし)
2. 対物 1事故につき200万円 (免責金1,000円)

適用及び対象(広子連受付は 月 日となります)

1. 上記期日に、入会手続きを完了すれば、4月1日にさかのぼって補償されます。(広子ども会安全会) 但し、前年度の入会実績が必要です。
2. 単位子ども会及び、子連団体の主催する事業を対象とします。